

# 秋田県公報

条  
例

目  
次

ペ  
ージ

- 秋田県地球温暖化防止等臨時対策基金条例（六一・環境エネルギー推進課）……………2
- 秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例（六二・教育庁総務課）……………3

この号で  
条例のあれ  
らまし

◇秋田県地球温暖化防止等臨時対策基金条例（秋田県条例第六一  
号）

1 地球温暖化の防止、廃棄物の処理その他の喫緊の環境に関する課題に対応することにより環境の保全を図るため、温室効果ガスの排出の抑制、廃棄物の適正な処理及び海岸に漂着するごみ等への対応に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県地球温暖化防止等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）

2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び規定の委任について定めることとした。（第二条・第七条関係）

3 施行期日等

- (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (二) この条例は、平成二十四年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

◇秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例（秋田県条例第六二号）

- 1 経済的理由によつて修学が困難な高等学校等の生徒の教育を受ける機会を確保するため、私立の高等学校の授業料の減免及び高等学校等の生徒の奨学に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）
- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び規定の委任について定めることとした。（第二条・第七条関係）
- 3 施行期日等
  - (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
  - (二) この条例は、平成二十四年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

条

例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県地球温暖化防止等臨時対策基金条例
  - 二 秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例
- 平成二十一年八月十四日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県条例第六十一号

#### 秋田県地球温暖化防止等臨時対策基金条例

(設置)

**第一条** 地球温暖化の防止、廃棄物の処理その他の喫緊の環境に関する課題に対応することにより環境の保全を図るため、温室効果ガスの排出の抑制、廃棄物の適正な処理及び海岸に漂着するごみ等への対応に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県地球温暖化防止等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

**第六条** 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

#### 秋田県条例第六十二号

秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金条例

（設置）

第一条 経済的理由によつて修学が困難な高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に限る。）をいう。以下同じ。）の生徒の教育を受ける機会を確保するため、私立の高等学校の授業料の減免及び高等学校等の生徒の奨学に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県私立高等学校授業料減免等臨時対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

## (運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

## (繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

## (处分)

**第六条** 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

**2** 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

## (委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番二号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

株式会社 松原 印刷社  
電話(080)8766-1888 FAX(080)5100-1199  
E-mail:natsubara@matsubarantsutsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番一十九号  
松原繁雄